

26 日 獣 発 第 55 号

平成 26 年 5 月 23 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

**食品加工工場の製造工程から発生する動物由来たん白質を含む  
残さの飼料利用の再開等について**

このことについて、平成 26 年 5 月 13 日付け 26 消安第 649 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、①「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するもの（平成 26 年 5 月 13 日農林水産省告示第 649 号）」が、平成 26 年 5 月 13 日付けで公布され、同日付けで施行されたこと、②同時に、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するもの（平成 13 年 10 月 25 日農林水産省告示第 1417 号）」が廃止されたこと、③今回公布・施行された告示については別添のとおりであり、併せて「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知）」、「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン制定について（平成 18 年 8 月 30 日付け 18 消安第 6074 号農林水産省消費・安全局長通知）」の 2 つの通知を別紙新旧対照表のとおり改正したこと、④本改正に伴い、食品残さ等利用飼料製造業者に対する調査指導を実施することについて、各都道府県知事に通知した旨、了知の上、本会会員へ周知を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先  
公益社団法人  
日本獣医師会：事業担当 笹川  
TEL 03-3475-1601

26消安第649号  
平成26年5月13日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



食品加工工場の製造工程から発生する動物由来たん白質を含む残さの  
飼料利用の再開等について

このことについて、別添のとおり都道府県知事等宛て通知しましたので、御了  
知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。



写

26消安第649号

平成26年5月13日

各都道府県知事 殿

農林水産省 消費・安全局長

食品加工工場の製造工程から発生する動物由来たん白質を含む残さの  
飼料利用の再開等について

このことについて、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するもの」（平成26年5月13日農林水産省告示第649号。以下「告示」という。）が平成26年5月13日付けで公布され、同日付けで施行されました。また、同時に「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するもの」（平成13年10月25日農林水産省告示第1417号）は廃止されました。

本告示内容については下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

なお、次の通知を別紙新旧対照表のとおり改正したので、併せて御了知の上、事務の参考としてください。

- ① 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知。以下「確認通知」という。）別紙1
- ② 「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドラインの制定について」（平成18年8月30日付け18消安第6074号農林水産省消費・安全局長通知）別紙2

また、本改正に伴い、食品残さ等利用飼料製造業者に対する調査・指導を実施することとしたので、御協力をお願いします。

## 記

### 第1 告示改正の趣旨

BSE発生防止の観点から、動物由来たん白質（ほ乳動物、家きん及び魚介類由来たん白質をいう。以下同じ。）を含むものの製造、使用等は、原則として禁止されている。

ただし、豚や鶏の肉骨粉等はBSEの感染源とならないことから、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を対象とする飼料について、牛等（牛、めん羊、山羊及びしかをいう。以下同じ。）由来の成分が混入しないように分別管理した上で、と畜場、カット場、水産加工場等から発生する動物由来たん白質を含む残さを原料とする肉骨粉等について、牛等以外の家畜用飼料に使用することを順次再開している。また、食品残さ（食用に供された後に、又は食用に供されずに飼料として利用される食品をいう。以下同じ。）に含まれる動物由来たん白質については、飼料の給与対象動物を限定し利用できることとされている。

一方、ハム、魚肉ねり製品、調味料、冷凍食品などの食品工場の製造工程から出る動物由来たん白質を含む食品循環資源（以下「加工食品残さ」という。）は、BSEの感染源とならないことが確認されているが飼料利用が再開されていないことから、これを可能とするとともに、食品残さを原料として製造した飼料を養殖水産動物に使用できるよう拡大した。

### 第2 告示改正の概要

告示において、省令別表第1の2の（1）のア、イ及びウの規定により家畜等を対象とする飼料への含有が禁止される「ほ乳動物由来たん白質」、「家きん由来たん白質」及び「魚介由来たん白質」から除かれ、例外的に飼料へ含有してよいとされる農林水産大臣が指定するものに、以下を追加した。

- ① 食品の製造工程から発生した豚、鶏、うずら又は養殖水産動物の飼料として使用される残さに含まれる動物由来たん白質（牛等に由来するたん白質を含む食品の製造工程から完全に分離された製造工程において発生したものであることについて農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）
- ② 養殖水産動物の飼料として使用される食品残さに含まれる動物由来たん白質

### 第3 確認通知の改正の要旨

#### 1 食品加工工場の確認基準の追加

豚肉骨粉等、チキンミール等、原料混合肉骨粉等及び魚粉等の原料収集先として、食品加工工場を追加。

(確認通知別添3-2、4-2、5-2及び6-2)

2 食品残さ等利用飼料の確認基準の新設

新たに食品加工工場の製造工程から発生する動物由来たん白質を含む残さを原料とする食品残さ等利用飼料の製造基準及び食品残さ等利用飼料製造業者による原料収集先の確認基準を設定。

(確認通知別添8-1及び8-2)

第4 留意事項

1 食品残さ等利用飼料製造業者に対する調査・指導

食品残さ等利用飼料製造業者に係る確認制度を設けたことに伴い、確認手続に遺漏がないようにするため、都道府県は別添2「調査・指導要領」により、当該業者に対する調査・指導を実施するものとする。

2 食品加工工場を原料収集先とする場合の確認手続

加工食品残さを飼料の原料とする場合については、次のような手続を経るものとする。

- (1) 飼料製造業者は、加工食品残さを飼料の原料とする場合は、食品加工工場が原料収集先の確認基準(確認通知別添3-2、4-2、5-2、6-2又は8-2。以下「確認基準」という。)の要件を満たす体制を確立していることを確認した上で当該食品加工工場と原料供給契約を締結する。
- (2) 飼料製造業者による(1)の確認は、当該食品加工工場における管理状況を实地に調査することにより行う。この調査に当たって、飼料製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。)が、確認通知別添3-2、4-2、5-2又は6-2に基づいて、契約が遵守されていること、飼料製造業者による管理状況の確認が適切に行われていること等について調査するものとする。
- (3) 飼料製造業者は、(2)の結果、管理が適切に行われていることを確認した後、確認通知第1の2の(1)又は同3の(2)に基づき、申請又は変更を行うものとする。

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」

(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知) 一部改正新旧対照表(案)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 大臣確認の手続について</p> <p>1 大臣確認の対象となる動物由来たん白質及び動物性油脂について大臣確認の対象となる動物由来たん白質等は、次の動物由来たん白質又は動物性油脂とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9) 食品加工工場の製造過程から発生した残さ(以下「食品加工残さ」という。)</u></p> <p>2 飼料の製造業者又は輸入業者の製造工程の確認手続について</p> <p>(1) 省令別表第1の2の(1)のア、エ、オ若しくはク若しくは5の(1)のウの規定による確認又は「<u>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(1)のアからウまでの規定に基づき農林水産大臣が指定するもの</u>」(平成26年5月13日農林水産省告示第649号)の規定の二による確認を受けようとする飼料の製造業者又は輸入業者は、飼料の製造に係る事業場ごとに、別記様式第1-1号又は第1-2号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)を経由して農林水産大臣に対し大臣確認の申請を行うものとする。</p> <p>(2) 農林水産大臣は、(1)の申請があったときは、当該申請に係る製造工程(輸入業者の申請にあっては、当該申請に係る飼料の輸入先の事業場における製造工程。以下同じ。)が第1の1の(1)から(9)までの大臣確認の対象となる動物由来たん白質及び動物</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 大臣確認の手続について</p> <p>1 大臣確認の対象となる動物由来たん白質及び動物性油脂について大臣確認の対象となる動物由来たん白質等は、次の動物由来たん白質又は動物性油脂とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>2 飼料の製造業者又は輸入業者の製造工程の確認手続について</p> <p>(1) 省令別表第1の2の(1)のア、エ、オ若しくはク又は5の(1)のウの規定による確認を受けようとする飼料の製造業者又は輸入業者は、飼料の製造に係る事業場ごとに、別記様式第1-1号又は第1-2号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)を経由して農林水産大臣に対し大臣確認の申請を行うものとする。</p> <p>(2) 農林水産大臣は、(1)の申請があったときは、当該申請に係る製造工程(輸入業者の申請にあっては、当該申請に係る飼料の輸入先の事業場における製造工程。以下同じ。)が第1の1の(1)から(8)までの大臣確認の対象となる動物由来たん白質及び動物</p>

性油脂の区分に応じ、それぞれ、別添1から別添9までの飼料の製造工程に関する基準（以下「製造基準」という。）に適合しているかどうかについて審査を行い、当該申請を確認する場合は、別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、輸入業者に係るものにあつては、併せて別記様式第2-2号により申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

(3) 〔略〕

3 〔略〕

第2 〔略〕

第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について

第1の1の(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)（(4)、(5)及び(7)にあつては、原料収集先と契約を締結している場合に限る。）に定める飼料につき製造業者から第1の2の(1)の大臣確認の申請又は第1の3の(2)の変更の届出をセンターが受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。）に対し、受理した書類（副1部）を送付するものとする。当該地方農政局は、原則として、別添3-1の1の(4)、別添4-1の1の(4)、別添5-1の1の(4)若しくは(5)、別添6-1の1の(4)、別添7-1の1の(4)又は別添8-1の1の(4)に基づいて、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告するものとする。

第4 〔略〕

別添1 〔略〕

別添2 〔略〕

性油脂の区分に応じ、それぞれ、別添1から別添9までの飼料の製造工程に関する基準（以下「製造基準」という。）に適合しているかどうかについて審査を行い、当該申請を確認する場合は、別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、輸入業者に係るものにあつては、併せて別記様式第2-2号により申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

(3) 〔略〕

3 〔略〕

第2 〔略〕

第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について

第1の1の(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)（(4)、(5)及び(7)にあつては、原料収集先と契約を締結している場合に限る。）に定める飼料につき製造業者から第1の2の(1)の大臣確認の申請又は第1の3の(2)の変更の届出をセンターが受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。）に対し、受理した書類（副1部）を送付するものとする。当該地方農政局は、原則として、別添3-1の1の(4)、別添4の1の(4)、別添5の1の(4)、別添6-1の1の(4)若しくは(5)、別添7の1の(4)又は別添8-1の1の(4)に基づいて、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告するものとする。

第4 〔略〕

別添1 〔略〕

別添2 〔略〕

別添 3-1 [略]

別添 3-2

豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

I 原料収集先について

(1) [略]

(2) カット場等

カット場等とは、肉等のカット、ミンチ等の処理を行う食品工場をいう。

ア～ケ [略]

(3) 食品加工工場

食品加工工場とは、豚カット肉等を主たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

ア 豚カット肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「豚加工食品残さ」という。）は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊又はしか（以下「牛等」という。）に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないことが第3により確認されたものを豚原料とすること。

イ 豚原料たる豚加工食品残さは、豚由来の肉、骨等を主体（動物質のものがおおむね5割以上）とするものであること。

ウ 豚原料は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ 豚原料の出荷に当たっては、豚原料以外が混入していないことを確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

別添 3-1 [略]

別添 3-2

豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) [略]

(2) カット場等

カット場等とは、肉等のカット、ミンチ、エキスの抽出等を行う食品工場をいう。

ア～ケ [略]



オ 豚原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

カ アからオまでの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

キ アからカまでが確実に実施されている豚原料を出荷すること。

## 2 豚原料の輸送

(1) 豚原料の輸送に当たっては、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、豚原料以外の動物性たん白質等が混入しないように輸送されていること。

(2) 豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料以外の動物性たん白質等が混入しないように専用の蓋をした容器を用いること。

(3) [略]

注 [略]

### 別添 4-1

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉、血しょうたん白、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

## 1 原料受入に係る基準

### (1) 収集先

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉、血しょうたん白、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「チキンミール等」という。）の製造に用いる原料（以下「家きん原料」と

## 2 豚原料の輸送

(1) 豚原料の輸送に当たっては、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、豚以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように輸送されていること。

(2) 豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の蓋をした容器を用いること。

(3) [略]

注 [略]

### 別添 4

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

## 1 原料受入に係る基準

### (1) 収集先

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び血しょうたん白（以下「チキンミール等」という。）の製造に用いる原料（以下「家きん原料」という。）は、家きんを飼養す

いう。)は、家きんを飼養する農場、食鳥処理場又は(4)のア及びイの契約を締結した別添4-2に掲げる原料収集先から収集されるもののみを受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

食鳥処理場から家きん原料を輸送するに当たっては、専用容器を用いて家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう輸送すること。

農場から解体処理をされていない家きんを輸送するに当たっては、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

別添4-2に掲げる原料収集先から家きん原料を輸送するに当たっては、別添4-2の確認基準を満たした条件で輸送すること。

(3) 原料受入時の記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

(4) 原料収集先との契約

別添4-2に掲げる原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 原料収集先は、別添4-2の確認基準を満たすこと。

イ 原料収集先等は、契約を締結したチキンミール等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2~5 [略]

る農場又は食鳥処理場若しくは(4)のア及びイの契約を締結した家きんを専門に処理するカット場等(以下「家きんカット場等」という。)から収集されるもののみを受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

家きん原料の輸送に当たっては、専用容器を用いて家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう輸送すること。ただし、農場から解体処理をされていない家きんを輸送するに当たっては、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

(4) 家きんカット場等との契約

家きんカット場等原料収集にかかわる者と(2)並びに以下のア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 家きんカット場等は、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質を受け入れないこと。

イ 家きんカット場等は、契約を締結したチキンミール等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2~5 [略]

注 [略]

別添 4-2

チキンミール等製造業者による原料収集先の確認基準

1 家きんカット場等

家きんカット場等とは、家きん肉等のカット、ミンチ等の処理を行う食品工場をいう。

(1) 家きんカット場等は、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質を受け入れないこと。

(2) 家きん原料の輸送に当たっては、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう専用容器を用いること。

2 食品加工工場

食品加工工場とは、家きんを主たる原材料として加工する食品(ハム、ソーセージその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。)を製造する食品工場をいう。

(1) 家きん肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ(以下「家きん加工食品残さ」という。)は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛等に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないことが第3により確認されたものを、家きん原料とすること。

(2) 家きん原料たる家きん加工食品残さは、家きん由来の肉、骨等を主体(動物質のものがおおむね5割以上)とするものであること。

(3) 家きん原料は、専用の保管容器に保存するとともに、家きん原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

(4) 家きん原料の出荷に当たっては、家きん原料以外が混入していないことを確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

注 [略]

(5) 家きん原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、家きん原料を入れる容器は、家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。

(6) (1) から (5) までの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

(7) (1) から (6) までが確実に実施されている家きん原料を出荷すること。

(8) 家きん原料の輸送に当たっては、家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、家きん原料以外の動物性たん白質等が混入しないように輸送されていること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

#### 別添 5-1

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

#### 1 原料受入に係る基準

##### (1) 収集先

##### ア 豚について

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「原料混合肉骨粉等」という。）の製造に用いる豚に由来する原料（以下「豚原料」という。）は、別添 5-2 の確認基準の要件を満たす原料収集先と (4) のア及びイの契約を締結し、別記様式第 9 号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたものの

#### 別添 5 [削る。]

#### 別添 6-1

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

#### 1 原料受入に係る基準

##### (1) 収集先

##### ア 豚について

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「原料混合肉骨粉等」という。）の製造に用いる豚に由来する原料（以下「豚原料」という。）は、別添 6-2 の確認基準の要件を満たす原料収集先と (4) のア及びイの契約を締結し、別記様式第 9 号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたものの

み受け入れること。

なお、農場から収集する豚原料は、解体処理されていない豚であり、豚以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

#### イ 家きんについて

原料混合肉骨粉等の製造に用いる家きんに由来する原料（以下「家きん原料」という）は、別添5-2の確認基準の要件を満たす原料収集先と(5)のア及びイの契約を締結し、別記様式第9号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する家きん原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

#### (2) 原料の輸送

豚原料及び家きん原料の輸送に当たっては、別添5-2の確認基準を満たした条件で輸送すること。

ただし、農場から輸送される解体処理をされていない豚及び家きんの輸送に当たっては、豚と家きんを分別した状態で輸送すること。輸送容器は輸送原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

#### (3) 〔略〕

#### (4) 豚原料の収集先との契約

〔略〕

ア 豚原料の収集先等は、別添5-2の確認基準を満たすこと。

イ 〔略〕

#### (5) 家きん原料の収集先との契約

〔略〕

ア 家きん原料の収集先等は、別添5-2の確認基準を満たすこと。

み受け入れること。

なお、農場から収集する豚原料は、解体処理されていない豚であり、豚以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

#### イ 家きんについて

原料混合肉骨粉等の製造に用いる家きんに由来する原料（以下「家きん原料」という）は、別添6-2の確認基準の要件を満たす原料収集先と(5)のア及びイの契約を締結し、別記様式第9号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する家きん原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

#### (2) 原料の輸送

豚原料及び家きん原料の輸送に当たっては、別添6-2の確認基準を満たした条件で輸送すること。

ただし、農場から輸送される解体処理をされていない豚及び家きんの輸送に当たっては、豚と家きんを分別した状態で輸送すること。輸送容器は輸送原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

#### (3) 〔略〕

#### (4) 豚原料の収集先との契約

〔略〕

ア 豚原料の収集先等は、別添6-2の確認基準を満たすこと。

イ 〔略〕

#### (5) 家きん原料の収集先との契約

〔略〕

ア 家きん原料の収集先等は、別添6-2の確認基準を満たすこと。

イ [略]  
2～5 [略]  
注 [略]

別添 5-2

原料混合肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

- (1) [略]  
(2) 食鳥処理場又は家きんカット場等  
ア 家きんカット場等は、別添 4-2 の 1 の要件を満たすこと。

イ～エ [略]

- (3) [略]  
(4) 食品加工工場  
別添 3-2 の 1 の (3) 又は別添 4-2 の 2 の要件を満たすこと。

2 豚原料及び家きん原料の輸送

- (1) 豚原料及び家きん原料の輸送に当たっては、各々、豚原料又は家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、豚原料又は家きん原料以外の動物性たん白質等が混入しないように輸送されていること。

(2)～(3) [略]

注 [略]

別添 6-1

魚介類由来たん白質の製造基準

1 原料受入に係る基準

イ [略]  
2～5 [略]  
注 [略]

別添 6-2

原料混合肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

- (1) [略]  
(2) 食鳥処理場又は家きんカット場等  
ア 家きんカット場等は、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質を受け入れないこと。

イ～エ [略]

- (3) [略]

2 豚原料及び家きん原料の輸送

- (1) 豚原料及び家きん原料の輸送に当たっては、各々、豚原料又は家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、豚又は家きん以外の動物に由来する血液その他の動物性たん白質が混入しないように輸送されていること。

(2)～(3) [略]

注 [略]

別添 7

魚介類由来たん白質の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

魚粉の製造に用いる原料（以下「魚介類原料」という。）は、魚介類のみを分別して取り扱う事業場又は(4)のア及びイの契約を締結した別添6-2に掲げる原料収集先から受け入れること。また、他の製造事業場で製造された魚粉等を原料として使用するに当たっては、大臣確認を受けた魚介類由来たん白質のみ受け入れること。

(2) 原料の輸送

魚介類原料の輸送に当たっては、魚介類原料のみを取り扱う専用容器を用いるか、魚介類原料以外の動物性たん白質等が混入しないよう魚介類原料の輸送に際して容器の洗浄を行うこと。

(3) [略]

(4) 原料収集先との契約

別添6-2に掲げる原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 原料収集先は、別添6-2の確認基準を満たすこと。

イ 原料収集先等は、契約を締結した魚粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける魚粉等の製造工程は、魚介類原料以外の動物性たん白質を用いる製造工程と完全に分離されていること。

また、製造工程中において魚介類原料以外の動物性たん白質が混入しないようにすること。

(1) 収集先

魚粉の製造に用いる原料は、魚介類のみを分別して取り扱う事業場（(4)のア及びイの契約を締結した鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場を含む。）から受け入れること。また、他の製造事業場で製造された魚粉等を原料として使用するに当たっては、大臣確認を受けた魚介類由来たん白質のみ受け入れること。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、魚介類のみを取り扱う専用容器を用いるか、魚介類以外のたん白質が混入しないよう魚介類の輸送に際して容器の洗浄を行うこと。

(3) [略]

(4) 鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場との契約

鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場等原料収集にかかわる者と(2)並びに以下のア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場等は、魚介類(鶏卵を含む魚介類のすり身を含む。)のみを分別して取り扱うこと。

イ 鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場等は、契約を締結した魚粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける魚粉等の製造工程は、ほ乳動物及び家きんに由来するたん白質(魚介類のすり身に含まれる鶏卵を除く。以下同じ。)の製造工程と完全に分離されていること。

また、製造工程中においてほ乳動物及び家きんに由来するたん

(2) 〔略〕

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷工程

魚粉の出荷に当たっては、魚粉以外の動物性たん白質等が混入しないようにすること。

(2) 〔略〕

4・5 〔略〕

注 〔略〕

別添6-2

魚粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

原料収集先とする食品加工工場とは、魚介類を主たる原材料として加工する食品（魚肉ハム、魚肉ソーセージその他これらに類する魚肉ねり製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

(1) 魚介類を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「魚介類加工食品残さ」という。）は、当該食品を製造する工場又は施設において、牛等に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないことが第3により確認されたものを、魚介類原料とすること。

(2) 魚介類原料たる魚介類加工食品残さは、魚介類由来の肉、骨等を主体（動物質のものがおおむね5割以上）とするものであること。

(3) 魚介類加工食品残さは、専用の保管容器に保存するとともに、魚介類加工食品残さ以外のものが混入しないよう分別され、保管されていること。

白質が混入しないようにすること。

(2) 〔略〕

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷工程

魚粉の出荷に当たっては、ほ乳動物及び家きんに由来するたん白質が混入しないようにすること。

(2) 〔略〕

4・5 〔略〕

注 〔略〕



(4) 魚介類加工食品残さの出荷に当たっては、魚介類加工食品残さ以外のもが混入していないことを確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。ただし、鶏卵を含む魚介類のすり身のみを取り扱う事業場から、当該すり身のみ由来する魚介類加工食品残さを出荷する場合は同票の発行は要さない（(5)の同票の添付についても同じ。）。

(5) 魚介類加工食品残さの出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、魚介類加工食品残さを入れる容器は、魚介類加工食品残さが入っている旨が明示された専用容器を用いること。

(6) (1)から(5)までの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

(7) (1)から(6)までが確実に実施されている魚介類加工食品残さを出荷すること。

## 2 魚介類原料の輸送

魚介類原料の輸送に当たっては、魚介類原料のみを取り扱う専用容器を用いるか、魚介類原料以外の動物性たん白質等が混入しないよう魚介類原料の輸送に際して容器の洗浄を行うこと。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

別添7-1 [略]

別添7-2 [略]

別添8-1

食品加工工場の製造過程から発生する加工食品残さを原料とする食品残さ等利用飼料の製造基準

別添8-1 [略]

別添8-2 [略]

## 1 原料受入に係る基準

### (1) 収集先

飼料（第1の1の(3)、(4)、(6)及び(7)を用いて製造する飼料を除く。）の製造に用いる加工食品残さは、(4)のア及びイの契約を締結した別添8-2の原料収集先から受け入れること。

### (2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、別添8-2の確認基準を満たす加工食品残さのみを取り扱う専用容器を用いること。

### (3) 原料受入時の品質管理・記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

### (4) 原料収集先との契約

別添8-2の原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 原料収集先は、別添8-2の確認基準を満たすこと。

イ 原料収集先等は、契約を締結した食品残さ等利用飼料（加工食品残さを原料とする飼料をいう。以下同じ。）

の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。

また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

## 2 製造に係る基準

### (1) 製造方法

食品残さ等利用飼料の製造工程は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(1)のアからウまでの規定に基づき農林水産大臣が指定するもの」（平成26年5月13日農林水産省告示第649号）による確認を受けていない加工食品残さが混入しないようにすること。

### (2) 製造記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

### 3 製品出荷に係る基準

#### (1) 出荷先等の確認

食品残さ等利用飼料の出荷又は使用に当たっては、養豚、養鶏、又は養殖魚の用に供することを確認すること。

#### (2) 出荷記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

### 別添8-2

#### 食品残さ等利用飼料製造業者による原料収集先の確認基準

#### 1 原料収集先について

原料収集先とする食品加工工場とは、豚カット肉等、家きん肉等又は魚介類を原材料として加工する食品（ソーセージ、ハム、ベーコンその他これに類する食肉製品、魚肉ソーセージ、魚肉ハムその他これに類する魚肉ねり製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

(1) 加工食品残さは、当該食品を製造する工場又は施設において、牛等に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないことが第1の2の(2)により確認されたものを食品残さ等利用飼料の原料とすること。

(2) 加工食品残さは、生肉、生魚等を含まないこと。

(3) 加工食品残さは、専用の保管容器に保存するとともに、加工食品残さ以外のものが混入しないよう分別され、保管されていること。

(4) 加工食品残さの出荷に当たっては、加工食品残さ以外のものが混入していないことを確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

(5) 加工食品残さの出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、加工食品残さを入れる容器は、加工食品残さが入っている旨が明示された専用容器を用いること。

(6) (1)から(5)までの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

(7) (1)から(6)までが確実に実施されている加工食品残さを出荷すること。

## 2 加工食品残さの輸送

加工食品残さの輸送に当たっては、加工食品残さその他食品残さ利用飼料の原料のみを取り扱う専用容器を用いること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

別添9

### 輸入業者の確認基準

#### 1 輸入先の事業場の基準

(1) 第1の1の(1)から(7)までの飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア [略]

イ ①から④までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

① 輸入先の事業場は、それぞれ別添1から別添6までの飼料の製造基準（輸入先の事業場と原料収集先の契約及び原料供

別添9

### 輸入業者の確認基準

#### 1 輸入先の事業場の基準

(1) 第1の1の(1)から(7)までの飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア [略]

イ ①から④までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

① 輸入先の事業場は、それぞれ別添1から別添7までの飼料の製造基準（輸入先の事業場と原料収集先の契約及び原料供

給管理票の要件は除く。)を遵守すること。

②～④ 〔略〕

(2) 〔略〕

2 輸入業者の基準

(1) 〔略〕

(2) 第1の1の(2)から(6)まで及び(8)に定めるもの

(1)のア及びイに定める条件のほか、次の条件を満たすこと。

ア トランスバック等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの保管のために用いる容器には、別添2から5まで又は別添7の飼料の製造基準に基づいたものを使用すること。

イ・ウ 〔略〕

エ それぞれ別添2から5まで又は別添7の製品輸送に係る基準に基づいて輸送すること。

(3) 〔略〕

別記様式第1-1号

年 月 日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣 殿

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)印(注1)

下記の事業場における〇〇に由来する〇〇(注2)の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)〇〇〇の規定(注3)による確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

給管理票の要件は除く。)を遵守すること。

②～④ 〔略〕

(2) 〔略〕

2 輸入業者の基準

(1) 〔略〕

(2) 第1の1の(2)から(6)まで及び(8)に定めるもの

(1)のア及びイに定める条件のほか、次の条件を満たすこと。

ア トランスバック等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの保管のために用いる容器には、別添2から6-1まで又は別添8の飼料の製造基準に基づいたものを使用すること。

イ・ウ 〔略〕

エ それぞれ別添2から6-1まで又は別添8の製品輸送に係る基準に基づいて輸送すること。

(3) 〔略〕

別記様式第1-1号

年 月 日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣 殿

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)印(注1)

下記の事業場における〇〇に由来する〇〇(注2)の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)〇〇〇の規定(注3)による確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) [略]

(2) 第1の1の(4)又は(5)の飼料であって食肉事業者  
又は加工食品工場から原料を収集して製造する場合  
ア～ウ [略]

(3) 第1の1の(7)の飼料であって食品加工工場から原料  
を収集して製造する場合  
(ア及びイの原料収集先は、食品加工工場に限る。)

ア～ウ [略]

(4) [略]

(5) 第1の1の(9)の飼料を製造する場合

(ア及びイの原料収集先は、食品加工工場に限る。)

ア 原料収集先の一覧表(別記)

イ 原料収集先と締結した契約書の写し及び原料収集先の  
製造工程の図面

ウ 製造工程の図面

(6) (1)、(2)、(3)、(4)及び(5)以外の場合  
製造工程の図面

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(注1)～(注3) [略]

(別記) [略]

別記様式第6号

年 月 日

製造基準適合確認申請変更届

農林水産大臣 殿

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) [略]

(2) 第1の1の(4)又は(5)の飼料であって食肉事業者  
から原料を収集して製造する場合  
ア～ウ [略]

(3) 第1の1の(7)の飼料であって鶏卵を含む魚介類のす  
り身を取り扱う事業場等から原料を収集して製造する場合  
(ア及びイの原料収集先は、鶏卵を含む魚介類のすり身  
を取り扱う事業場等に限る。)

ア～ウ [略]

(4) [略]

(5) (1)、(2)、(3)及び(4)以外の場合  
製造工程の図面

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(注1)～(注3) [略]

(別記) [略]

別記様式第6号

年 月 日

製造基準適合確認申請変更届

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の(2)の規定に基づき、年月日付けで〇〇に由来する〇〇（注2）の確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) [略]
- (2) 第1の1の(4)又は(5)の飼料であって食肉事業者又は食品加工工場から原料を収集して製造する場合  
原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。
- (3) 第1の1の(7)の飼料であって食品加工工場から原料を収集して製造する場合  
原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。
- (4) [略]
- (5) 第1の1の(9)の飼料を製造する場合

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の(2)の規定に基づき、年月日付けで〇〇に由来する〇〇（注2）の確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) [略]
- (2) 第1の1の(4)又は(5)の飼料であって食肉事業者から原料を収集して製造する場合  
原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。
- (3) 第1の1の(7)の飼料を製造する場合  
原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。
- (4) [略]

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧  
(追加された原料収集先と締結した契約書の写し及び原料  
収集先の製造工程図面を含む。)等変更する事項を記載し  
た書類を添付すること。

(注1)～(注2) [略]

(注1)～(注2) [略]



「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドラインの制定について」

(平成18年8月30日付け18消安第6074号農林水産省消費・安全局長通知) 一部改正新旧対照表 (案)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>別添 食品残さ等利用飼料における安全性確保のためのガイドライン</p> <p>第1 〔略〕 第2 定 義</p> <p>本ガイドラインで用いる用語は、下記により定義するもの並びに飼料安全法及びその関係法令に用いられているものの定義と同様とする。</p> <p>1 食品製造副産物等</p> <p>米ぬか、酒かす、しょうちゅうかす、しょう油かす、でん粉かす、ビールかす、ふすま、麦ぬか、コーングルテンミール、果汁かす、とうふかす、パン屑、ビートパルプ、バガス、茶かす、糖蜜、コーンステープリカー等食品の製造過程で得られる副産物及び野菜カット屑等加工屑並びに「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)の第1の2の(2)の農林水産大臣の確認を受けた豚カット肉等、家きん肉等又は魚介類を原材料として加工する食品(ソーセージ、ハム、ベーコンその他これに類する食肉製品、魚肉ソーセージ、魚肉ハムその他これに類する魚肉ねり製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。)を製造する食品工場の製造過程において発生する残さ(以下「確認済み加工食品残さ」という。)をいう。</p> <p>2～7 〔略〕</p>	<p>別添 食品残さ等利用飼料における安全性確保のためのガイドライン</p> <p>第1 〔略〕 第2 定 義</p> <p>本ガイドラインで用いる用語は、下記により定義するもの並びに飼料安全法及びその関係法令に用いられているものの定義と同様とする。</p> <p>1 食品製造副産物等</p> <p>米ぬか、酒かす、しょうちゅうかす、しょう油かす、でん粉かす、ビールかす、ふすま、麦ぬか、コーングルテンミール、果汁かす、とうふかす、パン屑、ビートパルプ、バガス、茶かす、糖蜜、コーンステープリカー等食品の製造過程で得られる副産物及び野菜カット屑等加工屑をいう。</p> <p>2～7 〔略〕</p>

### 第3 原料収集、製造等に関する基本的な指針

#### 1 原料収集

##### (1) 原料排出元の分別

###### ① 食品製造副産物等

食品製造副産物等（確認済み加工食品残さを除く。）のうちほ乳動物に由来するたん白質（乳及び乳製品並びに農林水産大臣の確認を受けた豚肉骨粉、ゼラチン及びコラーゲンを除く。）、家きんに由来するたん白質（卵及び卵製品並びに農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）及び魚介類に由来するたん白質（農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）を原料にすると飼料安全法第4条違反となることから、確実に分別すること。

#### 第4 [略]

#### 第5 農家における製造、保管及び使用

##### 1・2 [略]

##### 3 使用

###### (1) 使用の制限

ほ乳動物由来たん白質等を含む飼料は、豚、鶏、うずら又は養殖魚以外に使用してはならない。

###### (2)～(4) [略]

#### 第6 配合飼料工場における利用

食品製造副産物等（確認済み加工食品残さを除く。）に由来する食品残さ等利用飼料を豚、鶏、うずら及び養殖魚用配合飼料の原料に用いる場合には、当該食品残さ等利用飼料に、ほ乳動物由来たん白質（乳及び乳製品並びに農林水産大臣の確認を受けた豚肉骨粉、ゼラチン及びコラーゲンを除く。）、家きんに由来するたん白質（卵及び卵製品並びに農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）及び魚介類に由来するたん白質（農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）を含まないことを確認する。

### 第3 原料収集、製造等に関する基本的な指針

#### 1 原料収集

##### (1) 原料排出元の分別

###### ① 食品製造副産物等

食品製造副産物等のうちほ乳動物に由来するたん白質（乳及び乳製品並びに農林水産大臣の確認を受けた豚肉骨粉、ゼラチン及びコラーゲンを除く。）、家きんに由来するたん白質（卵及び卵製品並びに農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）及び魚介類に由来するたん白質（農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）を原料にすると飼料安全法第4条違反となることから、確実に分別すること。

#### 第4 [略]

#### 第5 農家における製造、保管及び使用

##### 1・2 [略]

##### 3 使用

###### (1) 使用の制限

ほ乳動物由来たん白質等を含む飼料は、豚又は家きん以外に使用してはならない。

###### (2)～(4) [略]

#### 第6 配合飼料工場における利用

食品製造副産物等に由来する食品残さ等利用飼料を豚及び家きん用配合飼料の原料に用いる場合には、当該食品残さ等利用飼料に、ほ乳動物由来たん白質（乳及び乳製品並びに農林水産大臣の確認を受けた豚肉骨粉、ゼラチン及びコラーゲンを除く。）、家きんに由来するたん白質（卵及び卵製品並びに農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）及び魚介類に由来するたん白質（農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）を含まないことを確認する。

## 食品残さ等利用飼料製造業者調査・指導要領

### 1 目的

食品残さ等利用飼料製造業者における原料の収集、製造及び出荷の実態並びに加工食品残さの利用の意向を調査するとともに、必要に応じて指導を行うことにより、食品残さ等利用飼料の安全確保を図る。

### 2 調査対象

- (1) 食品残さ等利用飼料を製造する自家配農家（養豚、養鶏、養殖魚農家）
- (2) 養豚、養鶏、養牛又は養殖魚農家に食品残さ等利用飼料を供給している製造業者

### 3 調査期間

平成26年6月1日～9月30日

### 4 調査方法

生産局畜産部畜産振興課の調査と連携して、電話、FAX等による聞き取りを行うとともに、必要に応じて現場を実地に確認する。

### 5 調査事項

- (1) 生産局畜産部畜産振興課の調査事項に加え、別紙調査票により、以下のガイドラインに対する認識、遵守状況を確認する。
  - ・「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドラインの制定について」（平成18年8月30日付け18消安第6074号、農林水産省消費・安全局長通知）
  - ・「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について」（平成15年9月16日付け15消安第1570号、農林水産省消費・安全局長通知）
- (2) 加工食品残さ等利用飼料の利用意向を確認するとともに、農林水産大臣が確認したもののみ利用可能であることを周知する。

### 6 指導事項

5の調査の結果、必要に応じて指導を行う。

### 7 調査結果のとりまとめ

5及び6の結果をとりまとめて、都道府県において記録を保管するとともに、本調査終了後においても、定期的に遵守状況を調査し、必要に応じて指導する。

### 8 調査結果の報告

別紙様式により、調査結果を平成26年11月28日までに畜水産安全管理課に報告する。

(別紙調査票)

記入日 平成 年 月 日

事業場名(担当者名)

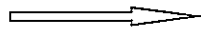
住 所

連絡先電話

連絡先FAX

出荷先及び飼料を給与する家畜等について該当するところに☑してください。

畜産農家等に譲渡



様式1

牛等用

豚用

鶏用

養魚用

その他 ( )

自家使用のみ



様式2へ

豚用

鶏用

養魚用

その他 ( )

1 食品残さ利用等飼料の概要

①原料となる食品残さの種類について（該当するものに☑）

- 食品製造副産物（動物性たん白質含まないもの。例：米ぬか、豆腐かす）
- 余剰食品及び調理残さ（例：売れ残り弁当、カット野菜屑）
- 農場残さ（例：規格外農産物）
- 食品加工残さ（例：ハム、魚肉練り製品、調味料等の食品工場の製造工程残さ）

②原料となる食品残さに生肉等が混入する可能性はありますか？

- 混入の可能性ある
- 混入の可能性なし
- 不明（わからない）

③食品残さ利用飼料の製造（混合、乾燥化、サイレージ化、リキッド化）に関わる工程について（該当するものに☑）

- 加熱する工程がある。（発酵、煮沸、乾燥等）
- 加熱する工程はない（収集してきたままの状態、自然乾燥）

◆加熱する工程があるに☑した方は加熱条件を記入ください

発酵の温度及び時間 \_\_\_\_\_ °C \_\_\_\_\_ 分  
 加熱の温度及び時間 \_\_\_\_\_ °C \_\_\_\_\_ 分  
 乾燥の温度及び時間 \_\_\_\_\_ °C \_\_\_\_\_ 分

④飼料添加物の使用について

ア. 食品残さ利用飼料製造時に、下記枠内の飼料添加物（包装又は容器に「飼料添加物」の表示があるもの）を使用していますか？

- はい（下記枠内の該当するものに○してください）
- いいえ

抗酸化剤	エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソール
防かび剤	プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム
調整剤	ギ酸

イ. 飼料添加物の規格にあったもの（包装又は容器に「飼料添加物」の表示あり）を使用していますか？

- はい
- いいえ（表示が不明の場合も含む）

⑤製造した食品残さ飼料の保管形態について（該当するものに☑）

- 紙袋等
- 500Kg 等トランスバック
- 蓋付容器（例：90ℓ<sup>レ</sup>容器）
- 飼料タンク
- 屋内に堆積

⑥製造した飼料に表示しているものについて（該当するものに☑）

- ア. 飼料の名称   イ. 製造年月   ウ. 製造業者の氏名及び住所  
エ. 製造事業場名称及び所在地   オ. 原材料名  
カ. 反すう動物に使用しないこと及び反すう動物飼料と混入しないよう保管すること（豚、鶏又はうずら、養殖魚用飼料のみ表示）

⑦年間の製造数量について \_\_\_\_\_ t

⑧出荷した飼料の原料について、帳簿等の記録から確認できる体制になっていますか？      はい      いいえ

⑨製造時に記録しているものについて（該当するものに☑）

- ア. 原料受入記録（受入年月日、原料供給元名称、受入量等）  
イ. 製造記録（製造年月日、飼料名称、製造数量、使用した原料等）

⑩製造した飼料の出荷（譲渡）記録（出荷年月日、出荷した飼料の名称、出荷した飼料の数量、荷姿、出荷先の氏名又は名称）はありますか？

はい      いいえ

⑪出荷記録、製造記録を8年間保管していますか？

はい      いいえ

## 2 食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン※1の遵守状況

〔※1 「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドラインの制定について」  
（平成18年8月30日付け18消安第6074号、農林水産省消費・安全局長通知）〕

①ガイドラインの内容について知っていますか？

知っている      知らない

②食品残さ利用等飼料に使用している原料の分別管理について

（該当するもの全てに☑）

- ア. 目視等により異物が入っているものは、原料としない  
イ. 病原微生物等に汚染されている可能性が高いものは、原料としない  
ウ. 原料供給元の分別状況について定期的にモニタリングを実施  
エ. 何もしていない

③原料排出元との契約を結んでいますか？

結んでいる      結んでいない

④原料排出元との契約内容について

- ア. 原料引渡しまでの間、保冷等の保管条件 ある ない
- イ. 飼料原料として品質確保のための努力義務（洗剤等の混入防止、腐敗の防止等原料排出元の作業管理、教育・研修）  
ある 一部あり ない
- ウ. かびが発生したもの等原料としてふさわしくないものを取り除くこと  
ある ない
- エ. 食品以外の異物が混入していないこと ある ない
- オ. 契約はないが、ア～エまで製造業者又は収集業者が実質的に確認している ある ない

3 加工食品工場の製造工程から発生する動物由来たん白質を含む加工食品残さも一定の条件を満たせば利用できるようになりました。食品加工残さを利用したいとお考えですか？（現在、利用していない事業場のみ（牛等用は除く））

- 今後利用したい  
利用する考えはない

4 反すう動物飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン※2 に対する認識、遵守状況（②については、牛等飼料を製造している方のみ回答ください。）

〔※2「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について」（平成15年9月16日付け15消安第1570号、農林水産省消費・安全局長通知）〕

① ガイドラインの内容を知っていますか？

- 知っている 知らない

② A飼料（反すう動物に給与される可能性があるものとして動物由来たん白質が混入しないよう取り扱われたもの）は、B飼料（A飼料以外のもの）と交差汚染がないように、原料の受入れ、製造ライン分離や保管の分別管理をしていますか？

- している していない

質問は以上です。御回答ありがとうございました。





1 食品残さ利用等飼料の概要

①原料となる食品残さの種類について（該当するものに☑）

- 食品製造副産物（動物性たん白質含まないもの。例：米ぬか、豆腐かす）
- 余剰食品及び調理残さ（例：売れ残り弁当、カット野菜屑）
- 農場残さ（例：規格外農産物）
- 食品加工残さ（例：ハム、魚肉練り製品、調味料等の食品工場の製造工程残さ）

②原料となる食品残さに生肉等が混入する可能性はありますか？

- 混入の可能性ある
- 混入の可能性なし
- 不明（わからない）

③食品残さ利用飼料の製造（混合、乾燥化、サイレージ化、リキッド化）に関わる工程について（該当するものに☑）

- 加熱する工程がある。（発酵、煮沸、乾燥等）
- 加熱する工程はない（収集してきたままの状態、自然乾燥）

◆加熱する工程があるに☑した方は加熱条件を記入下さい

発酵の温度及び時間 \_\_\_\_\_ °C \_\_\_\_\_ 分  
 加熱の温度及び時間 \_\_\_\_\_ °C \_\_\_\_\_ 分  
 乾燥の温度及び時間 \_\_\_\_\_ °C \_\_\_\_\_ 分

④飼料添加物の使用について

ア. 食品残さ利用飼料製造時に、下記枠内の飼料添加物（包装又は容器に「飼料添加物」の表示があるもの）を使用していますか？

- はい（下記枠内の該当するものに○して下さい）
- いいえ

抗酸化剤	エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソール
防かび剤	プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム
調整剤	ギ酸

イ. 飼料添加物の規格にあったもの（包装又は容器に「飼料添加物」の表示あり）を使用していますか？

- はい
- いいえ（表示が不明の場合も含む）

⑤製造した食品残さ飼料の保管形態について（該当するものに☑）

- 紙袋等      500Kg等トランスバック      蓋付容器（例：90ℓペール容器）  
飼料タンク      屋内に堆積      保存はせず、すぐに利用

⑥年間の製造数量について

\_\_\_\_\_ t

⑦家畜に給与した飼料の原料等について、帳簿等の記録から確認できますか？

- はい      いいえ

⑧製造時に記録しているものについて（該当するものに☑）

- ア．原料受入記録（受入年月日、原料供給元名称、受入量等）  
イ．製造記録（製造年月日、飼料名称、製造数量、使用した原料等）

⑨家畜に給与した飼料の使用記録（家畜に給与した年月日、給与した飼料の名称、給与量）はありますか？

- はい      いいえ

⑩製造記録、使用記録を保管していますか？

- はい      いいえ

（ブロイラー2年、採卵鶏5年、豚2年）

## 2 食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン※1の遵守状況

〔 ※1 「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドラインの制定について」  
（平成18年8月30日付け18消安第6074号、農林水産省消費・安全局長通知） 〕

①ガイドラインの内容について知っていますか？

- 知っている      知らない

②食品残さ利用等飼料に使用している原料の分別管理について

（該当するもの全てに☑）

- ア．目視等により異物が入っているものは、原料としない  
イ．病原微生物等に汚染されている可能性が高いものは、原料としない  
ウ．原料供給元の分別状況について定期的にモニタリングを実施  
エ．何もしていない

③原料排出元との契約を結んでいますか？

- 結んでいる      結んでいない

④原料排出元との契約内容について

- ア. 原料引渡しまでの間、保冷等の保管条件 ある ない
- イ. 飼料原料として品質確保のための努力義務（洗剤等の混入防止、腐敗の防止等原料排出元の作業管理、教育訓練）  
ある 一部あり ない
- ウ. かびが発生したもの等原料としてふさわしくないものを取除くこと  
ある ない
- エ. 食品以外の異物が混入していないこと ある ない
- オ. 契約はないが、ア～エまで畜産農家自身が実質的に確認している  
している していない

3 加工食品工場の製造工程から発生する動物由来たん白質を含む加工食品残さも一定の条件を満たせば利用できるようになりました。食品加工残さを利用したいとお考えですか？（現在、利用していない畜産農家等のみ）

- 今後利用したい  
利用する考えはない

4 反すう動物飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン※2  
に対する認識、遵守状況（②については、反すう動物を飼養している方のみ回答ください。）

〔※2「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について」  
（平成15年9月16日付け15消安第1570号；農林水産省消費・安全局長通知）〕

① ガイドラインの内容を知っていますか？

- 知っている 知らない

② A飼料（反すう動物に給与される可能性があるものとして動物由来たん白質が混入しないよう取り扱われたもの）は、B飼料（A飼料以外のもの）と交差汚染がないように、飼料の分別保管や給餌用具を共用しないなどの分別管理をしていますか？

- している していない

質問は以上です。御回答ありがとうございました。



## 食品残さ等利用飼料に関する調査・指導結果

〇〇県

調査対象の分類	調査数	指導した事業場数	食品残さガイドライン遵守状況								BSEガイドライン遵守状況				加工食品残さの利用意向		
			認識の有無		加熱処理			飼料保管状況		原料分別管理		認識の有無		AB分離状況		あり	なし
			あり	なし	生肉等が混入	加熱あり	指導が必要	概ね良	指導が必要	概ね良	指導が必要	あり	なし	概ね良	指導が必要		
自家配農家 計																	
うち	養豚																
	養鶏																
	養殖魚																
食品残さ等利用飼料製造業者 計																	
うち	養豚																
	養鶏																
	養殖魚																
	養牛																
総計																	
うち	養豚																
	養鶏																
	養殖魚																
	養牛																

記入上の注意事項

1. 養豚、養鶏等を兼業している場合は、飼料の製造量の多い方に計上する。
2. ガイドラインの遵守状況については、指導した結果、調査期間において改善された場合は、「概ね良」に計上する。

## 食品残さ等利用飼料に関する調査・指導結果

〇〇県

調査対象の分類	調査数	指導した事業場数	食品残さガイドライン遵守状況								BSEガイドライン遵守状況				加工食品残さの利用意向					
			認識の有無		加熱処理			飼料保管状況		原料分別管理		認識の有無		AB分離状況		あり	なし			
			あり	なし	加熱あり	生肉等の混入	指導が必要	概ね良	指導が必要	概ね良	指導が必要	あり	なし	概ね良	指導が必要					
自家配農家 計																				
うち	養豚		調査票2の①通知についての認識をとりまとめる。	指導が必要な場合調査票1の①及び③から 1. 余剰食品及び調理残さであって、 2. 生肉混入あり又は不明に該当し、 3. 70℃30分以上 又は 80℃、3分以上の加熱処理がされていない場合	指導が必要な場合： 調査票1の⑤「屋内に堆積」に□がある場合	指導が必要： 調査票1の①余剰食品及び調理残さに□があり、次の全てに該当する場合 1. 調査票2の②のE何もしないに□ 2. 調査票2の③結んでいないに□及び④のオないに□がある場合	調査票4の①の結果を集計する	指導が必要： 次のいずれかに該当する場合  飼料製造業者において、 1. 必要な表示が無い場合（調査票1の⑥） 2. A飼料がA飼料として取り扱れていない（調査票4の②）  畜産農家において 1 調査票4の②□していないに□がある場合												
	養鶏																			
	養殖魚																			
食品残さ等利用飼料製造業者 計																				
うち	養豚																			
	養鶏																			
	養殖魚																			
	養牛																			
総計																				
うち	養豚																			
	養鶏																			
	養殖魚																			
	養牛																			

記入上の注意事項

1. 養豚、養鶏等を兼業している場合は、飼料の製造量の多い方に計上する。
2. ガイドラインの遵守状況については、指導した結果、調査期間において改善された場合は、「概ね良」に計上する。